

様式第1（第2条関係）イ



愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届

令和2年5月12日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所 東京都墨田区菊川一丁目13番8-502号

氏名 株式会社ゲイト
代表取締役 五月女 幸一

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社ゲイト 代表取締役 五月女 幸一
東京都墨田区菊川一丁目13番8-502号
- 2 製造業者にあつては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
株式会社ゲイト
三重県熊野市二木島町530番3号
- 3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地
 - (1) 販売事業場
東京都墨田区菊川一丁目13番8-502号（本社）
 - (2) 保管施設
三重県熊野市二木島町530番3号
- 4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類
犬及び猫
- 5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
令和2年5月15日
- 6 輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨
輸出用ほたし

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



様式第1 (第2条関係) 口

2字削除
2字挿入



愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届出事項変更届

令和2年12月16日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所 東京都墨田区菊川-7丁目13番8-502号

氏名 株式会社ゲイト
代表取締役 五月女 圭



さきに 令和2年5月¹²~~15~~日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

保管施設の追加

東京都墨田区菊川(-13-8)

2 変更した年月日

令和2年12月20日

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。



様式第1（第2条関係）ロ

愛玩動物用飼料〔製造・輸入〕業者届出事項変更届

令和3年6月10日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所 東京都墨田区菊川一丁目13番8-502号

氏名 株式会社ゲイト
代表取締役 五月女圭一

さきに令和2年5月12日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
製造する事業場の追加
名称 株式会社ゲイト
住所 三重県尾鷲市須賀利町307番29

- 2 変更した年月日
令和3年6月15日